

第65回農林水産本省入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和8年9月11日)

開催日及び場所			令和8年6月26日（金曜日）農林水産省会議室			
委員			戸塚 輝夫(公認会計士) 加納 小百合(弁護士) 青山 浩子(農業ジャーナリスト)			
審議対象期間			令和7年10月1日～令和8年3月31日			
審議対象案件			124件 うち、1者応札案件 37件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 5件			
抽出案件			10件 うち、1者応札案件 7件 (抽出率 8%) (抽出率 19%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 3件 (抽出率 60%)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
		指名競争	公募型指名競争		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			工事希望型競争		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			その他の指名競争		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
	業務	一般競争		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
		指名競争	公募型競争		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			簡易公募型競争		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			その他の指名競争		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約	公募型プロポーザル		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			簡易公募型プロポーザル		1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件	
			標準型プロポーザル		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
			その他の随意契約		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	物品・役務等	一般競争		3件 うち、1者応札案件 3件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
		指名競争		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
		随意契約（企画競争・公募）		2件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
		随意契約（その他）		3件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 2件		
	(特記事項)					

	意見・質問	回答等
	(詳細に記述すること。)	(詳細に記述すること。)
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	特になし	

事務局：大臣官房予算課会計指導班

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

第 65 回農林水産本省入札等監視委員会
委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
指名停止等についての報告	
物品役務関係の指名停止案件（株式会社ジェイアール東日本企画）は、ジェイアール東日本の子会社か。虚偽の業務日誌等による過大請求を行った理由は把握しているか。	ジェイアール東日本の子会社と認識している。発覚の経緯は、会計検査院が経済産業省受注の補助金等に関し、人件費の過大請求の疑いを契機として、同社及び関係府省庁に検査を行ったことによる。
（上記の回答を受けて） 動機は把握しているか。	動機については、同社公表の調査報告書により、委託費等の予算を上限まで使う意識のもと、人件費を過大請求したことが原因の一つであることを確認している。組織的に行われていた旨記載された報告書が公表されている。
工事・競 6 合同庁舎（本館 2 5）電気設備改修工事	
平成 28 年度から継続してきた LED 化工事について、今回契約したエルーグシステム株式会社が従前から担当していたのか。過年度の落札実績はどうか。	契約相手方は年度により異なる。過年度は概ね 3 者から 5 者が参加しており、競争性は働いていたと考えている。
技術審査報告書ではエルーグシステム株式会社と■■■■の 2 者が審査されているが、なぜ 1 者応札となったのか。	2 者から申請書の提出があったが、■■■■から、応札直前に技術者確保が困難であるとして辞退の申出があり、結果として 1 者応札となった。
入札執行調書に「低入札価格調査・落札」とあるが、これは予定価格に対して入札価格が低かったため、品質面に問題がないか調査した上で落札するもの、という理解でよいのか。	御認識のとおりである。調査基準価格を設けており、それより下回った場合は、確実な施工が可能かどうか内容の調査を行っている。
今回だけ 1 者応札となった背景は何か。	近年、工事業業者における技術者・人員の確保が難しくなっており、他案件でも直前に辞退する例が見受けられる。今回もその影響があると考えられる。
工事・随 1 令和 7 年度国営更新事業における地上権設定に関する補償基準検討業務	
技術提案書審査結果表を見ると C 評価、D 評価が目立つが、何点以上を合格とする基準はあ	合格点の基準は特に設けていない。複数者から提案があった場合は、評価点の合計が

意見・質問	回答等
るのか。	最も高い者を契約予定者として選定する。
(上記の回答を受けて) 1者応札の場合、クオリティが低い提案でも採用される懸念はないか。	業務のクオリティが低くなることは想定していない。
(上記の回答を受けて) 審査するにあたって、何かの基準等により参加表明書や技術提案書を評価しているのか。	評価基準に則り、参加表明書や技術提案書の審査・評価を行っており、点数を付けている。参加表明書の審査を行った結果、業務の指針に対して業務実施体制等が不十分ということであれば、技術提案書の提出を求めないこともあり得る。
技術評価委員会と建設コンサルタント選定委員会の役割の違いは何か。	技術評価委員会で技術提案書等の審査・評価を行い、その結果を建設コンサルタント選定委員会に報告する。同委員会では、その評価結果を踏まえて総合的に判断し、契約予定者を最終決定する。
既地上権の存続期間更新に伴う設定対価算定の取扱いについて、通知と実態が合わなくなっているとは、具体的にどのようなことか。	有期限の区分地上権を施設存続期間に更新する際、期限切れを防ぐため早めに更新手続を行うが、現行通知では残存期間分を考慮して対価から差し引く扱いとなる。そのため土地所有者からは期限間際の方がよいとの受け止めがあり、交渉が進みにくい実態が生じていた。これを踏まえ、実態に即した通知改正を検討することにした。通知については令和7年度末に改正済。
技術提案書審査結果表について、技術者継続教育に対する取組が0点となっているが、本来どのような取組を想定しているのか。また、業務遂行上必須なのか。	継続教育の研修・プログラム等を受講すると点数が付与される仕組みがあるが、本件受注者は当該プログラムを行っていなかったため0点となった。必須ではなく、あった方が望ましい項目であるが、業務遂行に大きな影響を与えるものではない。
物役・競2 木材統計調査業務	
1者応札の原因分析について、業務内容が膨大または多岐にわたるため、人員確保困難というところが理由の一つと説明されていたが、これは木材の統計調査という業務上、調査範囲を絞ることは困難であるため、業務内容の見直し・改善が難しいという理解でよい	御認識のとおりである。

意見・質問	回答等
か。	
1 者応札改善策として、企業に求める業務実績の要件が厳しいという点について、参加要件の「日本全国を対象とした農林業関係の統計調査の実績を有すること」の「農林業関係」を削除するとのことだが、本業務のような難しい膨大な調査で専門性を外しても調査品質は確保できるのか。	農林業分野の知識・知見については、国側でマニュアルや回答事例集等を作成・提供し、業務の中で補助、指導を行うことで補うことで考えている。
1 者応札改善策のアンケート結果で、総合評価落札方式を最低価格落札方式に変更すべきとの意見もあるが、調査品質の確保の観点から総合評価落札方式による契約が必要であるという判断をなされているということではないか。	御認識のとおりである。統計調査を適切に実施するには、価格だけでなく業務執行能力を確認する必要があるため、引き続き総合評価落札方式による契約が必要と考えている。
木材統計調査は、国の政策上どのような目的で必要な調査なのか。	素材生産、木材製品の生産・出荷等を明らかにし、林業行政の基礎資料とする重要な統計調査である。林野庁の森林・林業基本計画等の基礎資料としても使用される。
契約相手方である株式会社インテージリサーチは、日頃から農林水産省の入札に関わっている会社なのか。	統計調査分野では大手であり、農林水産省を含む官公庁の調査業務の受注実績がある。
物役・競34 統計調査員等の効果的な管理に係る調査研究業務	
1 者応札改善策のアンケート調査において、「見積りのタイミングから関わらせてほしい」とあるが、どういう意味か。また可能なのか。	参考見積りの段階から声をかけてほしかったという趣旨である。当該事業者には参考見積りを依頼していなかった。農林水産省としては、通常、過去の類似業務の受注実績がある事業者に参加を依頼しており、個別事業者からの希望を受けて必ず依頼できるものではない。
(上記の回答を受けて) 各省庁で見積り依頼先が固定化しがちではないか。初期段階からより広く声をかけることはできないか。	参考見積りは過去実績のある事業者に参加することが多く、結果として固定化する面はある。今回の御意見を踏まえ、今後はできるだけ広く見積りを取るよう努める。
契約名に「統計調査員等の効果的な管理」とあるが、従来はどのような点に課題があったということか。	農林水産省の担当職員数が減少しており、従来は人でカバーしていた調査員管理が難しくなっている。調査員が必要な調査を継

意見・質問	回答等
	続するため、デジタル技術等も活用して効率的に管理する方法を検討するものである。
物役・競66 令和7年度外国人材の呼び込み体制強化のうち食品産業分野における外国人の受入れ支援等委託事業	
1 者応札改善策のアンケート結果について、事業者から「自社の専門外の業務が含まれている」と回答があるが、具体的には何を指すのか。	主にシステム構築を得意とする事業者からの意見である。システム部分是对应可能だが、月600件から700件程度の申請を日々審査するための人員確保が難しく、その点を専門外と受け止めたものと認識している。食品分野や外国人材制度そのものの専門性という趣旨ではない。
再委託や共同事業体参加が可能であることを、仕様書上さらに分かりやすく示す改善はできないか。	今回の1 者応札改善策のヒアリング調査ではその点の意見はなかったが、再委託や共同事業体参加について、仕様書でより分かりやすく表現する余地はある。次回以降改善する。
物役・随9 令和7年度食料・農業・農村基本政策企画調査委託事業（小売店でのアフリカ豚熱ウイルス検出を受けた緊急対策プロジェクトのうち国際線航空機内での動物検疫に係る動画放映）	
動画制作は別業者に委託し、日本航空株式会社（以下「JAL」という。）や全日本空輸株式会社（以下「ANA」という。）の機内で放映すればよいのではないかと考えるが、なぜ航空会社2者に限定されるのか。	動画自体は農林水産省側で事前に作成したものであり、本事業は動画を放映する業務である。海外航空会社では日本到着便に限定した放映が困難な場合があり、また日本人入国者を主な対象とする観点から、日本到着便数が多いJAL及びANAを対象とした。放映する動画については30秒版と15秒版の2種類あり、この2種類の放映に対応できる航空会社である必要があるところ、ANAについては30秒の枠のみ放映可能で、15秒の場合は二つの枠が必要というところで、15秒単体で流すということができないという回答があり、JALと随意契約した。

意見・質問	回答等
本事業で放映する動画について、30秒版と15秒版の2種類で効果測定する理由は何か。	放映時間による効果の違いを検証するためである。長い放映時間は費用が高くなるため、短時間でも効果的に周知できるかを確認する必要があった。
(上記の回答を受けて) 30秒版が有効という結果であれば、今後はANA等も候補に入るのか。15秒版を選ぶ場合、今後もJALとの随意契約になるのか。	30秒版に明確な効果があれば、ANAを含む他者も候補となり得る。今回の結果では時間による明確な差は見られず、現時点では15秒版での放映を考えている。ただし本事業は効果検証のための一時的な事業であり、継続放映の有無・方法は別途検討する。
事業の目的は、帰国者に持込禁止の肉製品を周知し、検疫前に自己申告・廃棄を促すことか。	御認識のとおりである。航空機内で肉製品が持込禁止である旨周知し、機内での放棄や到着後の自主的な申告・廃棄を促すことにより、動物検疫の実効性向上・効率化を図ることを目的としている。
物役・随12 令和7年度適正取引推進調査委託事業	
令和6年度と令和7年度で同じ事業者が受注しているが、受注金額に大きな差があるのは業務内容が異なるためか。	令和6年度は補正予算、令和7年度は当初予算で措置されたものであり、令和6年度補正はコスト調査に加え、食品等取引実態調査の実施、令和7年度当初は、コスト調査のみの実施を目的としていた。コスト調査に関して言えば、品目ごとのコスト構造を把握するという目的は同じである。
大規模なプロジェクトでは、最初から公示時期を早め、準備期間を長く取るべきではないか。	昨年度は食料システム法の成立後、関係者間での議論や調査設計を経て準備したため、公示時期が秋頃にずれ込んだ。今年度は法律や品目指定等の前提が整っているため、令和8年度事業については3月17日に公示し、時期を早めた。結果として2者から応募があった。
食料の生産から流通・販売に至る各段階で発生するコストについて調査を行うとのことだが、調査を行うことによって農林水産省としてどのような立ち位置を目指すのか。	食料システム法を踏まえて、コストを見える化することで、事業者間の価格交渉を行いやすくし、消費者にも価格の背景にある合理的な費用を理解してもらうことを目的としている。
(上記の回答を受けて)	

意見・質問	回答等
コスト指標は農林水産省が作成・公表するのか。	法律上、コスト指標は国の認定を受けた民間団体が作成・公表することになっている。農林水産省は、統計だけでは把握しにくい流通・販売段階等のコストについて、本調査でデータを整理し、必要に応じて民間団体に活用してもらうことを想定している。
物役・随 3 6 令和 7 年度台湾における輸出支援プラットフォーム体制強化委託事業	
過年度の契約金額が 3,500 万円、3,000 万円など切りが良い数字になっている。価格はどのように決め、成果はどのように測っているのか。	担当職員の人件費、事務所賃料、出張・活動費、現地規制情報の発信、消費者ニーズ等のレポート作成、プロモーション等を積み上げている。成果は、レポート本数、PR のアンケート結果、商談会の成約件数等により評価している。
(上記の回答を受けて) 事業者から見積りを取り、それを精査して妥当性を確認しているということか。	御認識のとおりである。海外受注ということもあり、為替変動等も考慮して精査している。
令和 6 年度だけ金額が 3,000 万円に下がり、令和 7 年度に 3,500 万円に戻っている理由は何か。	令和 6 年度は担当職員の等級変更により人件費が下がったため減額となった。 令和 7 年度は活動増大に伴い、活動費等が増額となった。
物役・随 3 9 令和 7 年度グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策（GFPコミュニティ構築支援加速化対策委託事業（異業種連携を通じた輸出促進））	
1 者応札改善策として、「入札説明会で共同事業体の参加も可能としている点を詳しく説明する。」と説明されていたが、これまでは共同事業体での参加が可能であることが、説明会等で十分に強調されなかったため、事業者に理解されていなかったということか。	その可能性があると考え。契約相手方は株式会社マイナビと■■■■■■■■■■の共同事業体で参加しており、共同事業体での参加が可能である旨理解されて応募されていると考えるが、次回以降は説明会等でその点を強調する。
業務内容に「WEB コンテンツの運用・保守」とあるが、既に「おいしい日本、届け隊」ウェブサイトが一定程度完成されており、新規事業者が参入しにくく硬直化するのではないか。改善余地はあるのか。	当該ウェブサイトについては閲覧数も多く一定程度完成されているが、この形のままでなければならないわけではない。別の見せ方や手法もあり得るため、固定化せず改善の余地を持って進めたい。
物役・随 4 1 令和 7 年度、令和 8 年度及び	

意見・質問	回答等
令和9年度2027年国際園芸博覧会安全確保委託事業（会場内警備に係る業務）	
予定価格計算書において、再委託費が計上されているが、再委託先の選定は契約相手方に一任されるのか。農林水産省はどのように関与するのか。	再委託先の選定は契約相手方に委ねられる。契約相手方は国に準じた契約規程を定めており、原則として一般競争入札により契約を締結することとしている。農林水産省としては、その規程に基づき公正性が確保されていることを前提にしている。
園芸博覧会会場の中の安全性、安全確保に万全を期すということが事業の目的であると説明されていたが、ここでいう安全確保とは、具体的な切迫した危険への対応ではなく、一般的な警備という理解でよいか。	御認識のとおりである。会場内への入場ゲート、金属探知機等による持込禁止物の確認、会場内巡回警備等である。近年の要人警護上の課題も踏まえ、各国要人を含む来場者の安全確保について高い水準が求められている。
（上記の回答を受けて） 安全確保に非常に大きな費用がかかる理由は何か。	警備員の人件費に加え、入場ゲートや金属探知機等の機器費用、会場入口付近の入場者の滞留を避けるための安全管理設備、長時間・長期間の運営に伴う費用が含まれる。会期は約190日間であり、規模や期間を踏まえると相当の費用を要する。